総務委員会資料令和6年2月26日企画部情報推進課

## 第11号議案

「品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関 する条例の一部を改正する条例」について

#### 1 改正の理由

個人番号の利用や特定個人情報の提供を行うことができるのは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号利用法」という。)」に基づくことが原則であるが、番号利用法第9条第2項および番号利用法第19条第11号に基づき、条例で定めることにより、区独自の個人番号の利用および情報提供ができることとなっている。

今回、番号利用法の一部が改正予定であること及び区独自事務として個人番号を 利用することができる事務の終了があったことから、必要な改正を行う。

## 2 主な改正内容

(1)番号利用法改正にともなう規定整備

不測の事態に迅速に対応するため、番号利用法の別表第二(他機関・自治体等に特定個人情報を照会することができる事務およびその情報を規定)の規定は、主務省令の規定へ委任となる予定である。

これにともない、条例において番号利用法別表第二を引用している条文について、改正の必要が生じたため、規定整備を行う。

- ① 特定個人番号利用事務を定義 改正番号利用法第19条第8項に規定する特定個人番号利用事務を条例で定義し、 引用する。
- ② 利用特定個人情報を定義 改正番号利用法第19条第8項に規定する利用特定個人情報を条例で定義し、引用する。
- (2)個人番号を利用することができる区独自利用事務のシステム連携の終了
  - ① 心身障害者福祉タクシーの供給に係る乗車料金の助成に関する事務および心身障害者の日常生活のために必要な自動車燃料費の助成に関する事務のシステム連携の終了

当該事務の無償化により、生活保護情報、地方税情報との連携が不要となったため、条例別表第1および別表第2の該当箇所を欠番扱い(表記上は「削除」)とする。

② 多子家庭学校給食費補助金の交付に関する事務の終了 給食費の無償化により、当該事務が廃止され、生活保護情報、地方税情報との連携が不要となったため、条例別表第1および別表第3の該当箇所を削除とする。

## 3 施行期日(附則関係)

番号利用法の一部を改正する法律の施行の日または条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

ただし、別表第1、別表第2および別表第3の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

## 【参考】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(抄)

## 別表第一(第九条関係)

*****	•
十六 都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づ
又は市町村長	く条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別
	法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一
	年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業
	税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税
	に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって
	主務省令で定めるもの

# 別表第二(第十九条、第二十一条関係)

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
二十七	地方税法その他の	医療保険者又	医療保険給付関係情報であって主
市町村長	地方税に関する法	は後期高齢者	務省令で定めるもの
	律及びこれらの法	医療広域連合	
	律に基づく条例又	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令
	は森林環境税及		で定めるもの
	び森林環境譲与	都道府県知事	生活保護関係情報であって主務省
	税に関する法律に	等	令で定めるもの
	よる地方税又は森	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情
	林環境税の賦課		報であって主務省令で定めるもの
	徴収に関する事務	厚生労働大臣	年金給付関係情報であって主務省
	であって主務省令	若しくは日本	令で定めるもの
	で定めるもの	年金機構又は	
		共済組合等	
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務
			省令で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情
			報であって主務省令で定めるもの

品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部 を改正する条例新旧対照表

改正後

○品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関す る条例

平成27年12月10日条例第59号

○品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関す る条例

改正前

平成27年12月10日条例第59号

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該 各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用 事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提 供ネットワークシステムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利 用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報を いう。

(個人番号の利用範囲)

- る執行機関が行う同表の第3欄に掲げる事務および区の執行機関が行う特 定個人番号利用事務とする。
- 理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって 理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって

(定義)

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用 事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提 供ネットワークシステムをいう。

(新設)

(新設)

(個人番号の利用範囲)

各号に定めるところによる。

- |第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の中欄に||第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の中欄に 掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第2欄に掲げ、掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第2欄に掲げ る執行機関が行う同表の第3欄に掲げる事務および区の執行機関が行う法 別表第2の第2欄に掲げる事務とする。
- 2 別表第2の第2欄に掲げる執行機関は、同表の第3欄に掲げる事務を処2 別表第2の第2欄に掲げる執行機関は、同表の第3欄に掲げる事務を処

改正後

当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定 により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務 実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限 実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限 りでない。

- |3 区の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で√3 区の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必 ることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、法令ま4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、法令ま 出があったものとみなす。

#### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日ま たはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、別表第1 別表第2および別表第3の規定は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表第1 (第4条関係)

<u> </u>	和4本因所/	
番号	執行機関	事務
19	削除	
20	<u>削除</u>	

改正前

当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定 により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務 りでない。

- 利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することが 要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が できる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用 保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提 して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受け<br />
  供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該 特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- たは他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の」たは他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の 内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提 出があったものとみなす。

(新設)

## 別表第1 (第4条関係)

番号	執行機関	事務
19	区長	心身障害者福祉タクシーの供給に係る乗車料金
		の助成に関する事務であって規則で定めるもの
		(以下「心身障害者福祉タクシー乗車料金助成
		事務」という。)
20	区長	心身障害者の日常生活のために必要な自動車燃
		料費の助成に関する事務であって規則で定める
		もの(以下「心身障害者自動車燃料費助成事務」
		<u>という。)</u>

改正後				改正前							
<u>削除</u>					25 教育委員会 多子家庭学校給食費補助金の交付に関する事務						
								であって規則で定	めるもの	(以下「多子家庭学	
					校給食費補助金交付事務」という。)						
L											
							á)				
番号			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	 特定個人情報	]	番号 執行機関 事務 特定個人情報					
		<b>学</b> 物	1	付任個八月報	1						
26	削除					26	5	区長	心身障害者福祉タク		<b>嬳関係情報であって</b>
					<u> </u>				シー乗車料金助成事	規則で気	<u> </u>
									<u>務</u>	地方税	関係情報であって規
						則で定めるもの		かるもの			
27	削除					27	7	区長	心身障害者自動車燃	生活保証	<b> </b>
									料費助成事務 規則で定めるもの		
					1				<u> </u>		<u></u> 関係情報であって規
						則で定めるもの					
					]	L				<del>刘</del> (尼·	<u>クるもの</u>
	/ tota — . to 1111 t	<b>~</b> \			п.,		<del>-</del>	66 - 6 DD 6	<b>~</b> \		
	(第5条関係		1			表第		第5条関係			Г
番号	情報照会	事務	情報提供	特定個人情報			番号	情報照会	事務	情報提供	特定個人情報
	機関		機関					機関		機関	
削除						3	}	教育委員	多子家庭学校給食費	区長	生活保護関係情報で
								会	補助金交付事務		あって規則で定める
											も <i>の</i>
					†						地方税関係情報であ
											って規則で定めるも